

IX 新規上場審査等の実効性確保措置について

1 新規上場時等の申請書類に虚偽の記載があった場合の取扱い

上場会社が、新規上場申請及び上場審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら上場審査基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします（規程第601条第1項第10号）。

具体的には、直ちに上場廃止とすべき場合には該当しないものの、内部管理体制等に重大な不備が認められた場合や、経営成績等に関する形式基準を充足していなかったことが明らかになった場合について、審査を行うものとします。

市場区分の変更についても同様であり、市場区分の変更申請及び市場区分の変更審査において提出した書類に虚偽の記載があり、本来なら市場区分の変更に係る基準に適合していなかったことが明らかになった場合には、1年以内に新規上場審査に準じた上場適格性の審査に適合しなければ、上場を廃止するものとします（規程第601条第1項第10号）。